

通所介護運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社アクセスが開設するアクセス・ケアセンター（以下「事業所」という）が行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護（以下「指定通所介護等」という）の事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「通所介護従事者」という）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従事者は、要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1 名称 アクセス・ケアセンター
- 2 所在地 東京都大田区本羽田 2-16-23

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとし、各職員の員数は別紙の通りとする

- 1 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 通所介護従事者
生活相談員 3名以上
看護職員 1名以上
機能訓練指導員 1名以上
介護職員 10名以上

通所介護従事者は、指定通所介護等の業務にあたる。

生活相談員は、指定通所介護等の利用申込にかかる調整、通所介護計画の作成等を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。

介護職員、看護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 1 営業日 月曜日～土曜日
(日曜日・年末年始休業)
- 2 営業時間 午前9時～午後6時

(事業所の区分、体制、利用定員)

第6条 事業所の利用者の区分、体制、定員は、下記の通りとする。

- 1 通常規模型通所介護
- 2 サービス提供時間帯 午前9時00分から午後5時30分(8時間以上9時間未満)
- 3 入浴介助体制加算Ⅰ又はⅡ
- 4 サービス提供体制加算Ⅱ
- 5 介護職員処遇改善加算Ⅰ
- 6 中重度ケア体制加算
- 7 認知症加算
- 8 利用定員 35名

(利用料金)

第6条の2 指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割、3割とする。(負担割合証の割合に準ずる)

介護度	提供時間	単位	利用料金 (円)	自己負担額(円)		
				1割	2割	3割
要介護1	3～4	370	4,033	404	807	1,210
要介護2		423	4,610	461	922	1,383
要介護3		479	5,221	523	1,045	1,567
要介護4		533	5,809	581	1,162	1,743
要介護5		588	6,409	641	1,282	1,923
要介護1	4～5	388	4,229	423	846	1,269
要介護2		444	4,839	484	968	1,452
要介護3		502	5,471	548	1,095	1,642
要介護4		560	6,104	611	1,221	1,832
要介護5		617	6,725	673	1,345	2,018
要介護1	5～6	570	6,213	622	1,243	1,864
要介護2		673	7,335	734	1,467	2,201
要介護3		777	8,469	847	1,694	2,541
要介護4		880	9,592	960	1,919	2,878
要介護5		984	10,725	1,073	2,145	3,218

	提供時間	単位	利用料金 (円)	自己負担額(円)		
				1割	2割	3割
要介護 1	6~7	584	6,365	637	1,273	1,910
要介護 2		689	7,510	751	1,502	2,253
要介護 3		796	8,676	868	1,736	2,603
要介護 4		901	9,820	982	1,964	2,946
要介護 5		1008	10,987	1,099	2,198	3,297
要介護 1	7~8	658	7,172	718	1,435	2,152
要介護 2		777	8,469	847	1,694	2,541
要介護 3		900	9,810	981	1,962	2,943
要介護 4		1023	11,150	1,115	2,230	3,345
要介護 5		1148	12,513	1,252	2,503	3,754
要介護 1	8~9	669	7,292	730	1,459	2,188
要介護 2		791	8,621	863	1,725	2,587
要介護 3		915	9,973	998	1,995	2,992
要介護 4		1041	11,346	1,135	2,270	3,404
要介護 5		1168	12,731	1,274	2,547	3,820

介護予防・日常生活支援総合事業

介護度	提供時間	単位	利用料金 (円)	自己負担額(円)		
				1割	2割	3割
要支援 1	5時間以上	446	4,861	487	973	1,459
要支援 2						

※上限週 2 回、月 9 回までの利用とする。

・介護保険外実費料金

- ・昼食、おやつ代として一食 750 円

(指定通所介護等の提供方法、内容)

第 7 条 指定通所介護等の内容は、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画作成以前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

サービスの提供にあたっては、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束は行わない。

1 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体介護

2 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助

- 3 機能訓練に関すること
体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得する為の訓練を行う。
- 4 アクティビティ・サービスに関すること
利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。
レクリエーション、音楽活動、製作活動、行事的活動、体操 等
- 5 送迎に関すること
送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。
送迎、移動、移乗動作の介助
- 6 入浴に関すること
入浴を必要とする利用者に対し、入浴サービスを提供する
- 7 相談・助言に関すること
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

第8条 指定通所介護等の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

- 1 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、綿密な連携に努める。
- 2 正当な理由なく指定通所介護等の提供を拒めない。但し、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して通所介護の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別援助計画の作成等)

第9条 指定通所介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況を十分に把握し、援助計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画及び介護予防サービス計画が作成されている場合は、その内容にそった通所介護計画を作成する。

- 1 通所介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 2 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービスの提供記録の記載)

第10条 通所介護従事者は、指定通所介護等を提供した際には、その提供日・内容、当該指定通所介護等について、介護保険法第41条第6項または法53条第2項の規定により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、大田区とする

(契約書の作成)

第12条 通所介護の提供を開始するにあたって、本規定に沿った事業内容の詳細について利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けるとする。

(身体拘束)

第13条 指定通所介護等の提供にあたっては、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

(緊急時における対応法)

第14条 通所介護従事者等は、指定通所介護等を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 指定通所介護等を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上、その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第15条 指定通所介護事業所は、非常災害に備えるため消防計画を作成し、避難訓練等を次の通り行うとともに必要な設備を備える。

防火責任者	田端直樹
防災訓練	年1回
避難訓練	年1回
通報訓練	年1回

(衛生管理及び従事者等の健康管理)

第16条 通所介護に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に充分留意するものとする。

2 通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第17条 利用者が機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。
また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(苦情処理)

第18条 管理者は、提供した通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

1 当センターご利用者相談・苦情窓口

管理者 田端 直樹

法人責任者 田端 千英

電話 03-5735-5536

2 その他

当センター以外に、区市町村等の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

大田区福祉部介護保険課介護サービス担当 03-5744-1655

東京都国民健康保険連合会・相談指導係 03-6238-0177

(その他運営についての留意事項)

第19条 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 月1回以上

2 事業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従事者でなくなった後においてこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。

3 指定通所介護等の提供により、利用者に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。

4 センターはこの事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。

5 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、必要な措置を講じるものとする。従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。また、定期的に見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行う。

6 感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施等について担当者を定めて行う。

7 利用者の人権擁護、虐待の防止の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための指針の整備、研修の実施に取り組む。

- 8 男女雇用機会均等法に於けるハラスメント対策に関する事業所の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組む。
- 9 この規定の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、法人代表との協議に基づき定めるものとする。

改訂履歴

平成 15 年 4 月 1 日	平成 25 年 4 月 1 日	平成 28 年 7 月 1 日
平成 18 年 4 月 1 日	平成 25 年 6 月 1 日	平成 29 年 4 月 1 日
平成 18 年 11 月 1 日	平成 25 年 8 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日
平成 20 年 1 月 1 日	平成 25 年 9 月 1 日	平成 30 年 8 月 1 日
平成 21 年 4 月 1 日	平成 25 年 10 月 1 日	平成 30 年 10 月 1 日
平成 21 年 7 月 1 日	平成 26 年 5 月 1 日	令和 1 年 10 月 1 日
平成 21 年 10 月 1 日	平成 26 年 11 月 1 日	令和 3 年 4 月 1 日
平成 22 年 4 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日	令和 5 年 6 月 1 日
平成 23 年 8 月 1 日	平成 27 年 8 月 1 日	令和 6 年 4 月 1 日
平成 24 年 4 月 1 日	平成 27 年 11 月 1 日	令和 6 年 6 月 1 日